

愛媛県土地家屋調査士会総会会議規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、愛媛県土地家屋調査士会の総会の会議（以下、「会議」という。）の秩序を確立し、民主的かつ効率的に運営を行うことを目的とする。

(会議の運営)

第2条 会議の運営に関しては、会則に定める事項のほか、この規則の定めるところによる。ただし、役員を選任に関する会議の運営については、愛媛県土地家屋調査士会役員選任規則の定めるところによる。

第2章 出席の届出及び規律

(出席の届出)

- 第3条 出席者は、招集当日の開会時刻前に、会議場に参集し、会長に出席の届出をしなければならない。
- 2 会則第43条第2項の規定による代理人として出席する者は、代理権限を証する書面を添えて、会議に出席の届出をしなければならない。

(品位の保持)

第4条 出席者は、会議に臨み、土地家屋調査士としての品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

- 第5条 出席者は、会議の妨げとなる言動をし、又は会議中みだりに自席を離れてはならない。
- 2 何人も、議場においては、招集者又は議長の許可がなければ、演壇に登り、又は文書を配布し、掲示その他これに類する行為をしてはならない。

第3章 司会者及び事務局

(司会者)

第6条 司会者は、招集者が指名し、次の職務を行う。

- (1) 会議の行事の運営に関する事項
- (2) 最初の議長の選出に関する事項
- (3) その他議長より指示された事項

(事務局)

第 7 条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局には、招集者が任命する事務長、その他の職員を置く。
- 3 事務長は、招集者及び議長の命を受け、会議の庶務を掌理する。
- 4 その他の職員は、事務長の指示を受けて会議の庶務に従事する。

第 4 章 議長及び副議長

(議長団の選出)

第 8 条 議長及び副議長は、議長団として 2 人を選出する。

- 2 議長団は、協議の上、議事の進行を担う者を定め、これを議長とし、他の者を副議長とする。

(議長の職務及び権限)

第 9 条 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理するとともに、会議を代表してその事務を統括する。

- 2 議長は、議場の秩序を乱し、又は議事の進行を妨げ、若しくは会議の品位を傷つける行為があった者に対しては、これを制止し、又は発言を取り消させるものとする。この場合において、議長の命令に従わないときは、発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 3 会則第 47 条第 2 項に規定する議事録署名人は、議長が指名する。
- 4 会議に関する規律については、議長がこれを定める。

(副議長の職務)

第 10 条 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

第 5 章 議案

(議案)

第 11 条 議案は、会則第 42 条各号に掲げる事項のほか、招集者及び会員から提出された発議とする。

(議案の提出)

第 12 条 議案は、文書をもって提出し、その案に理由を付するとともに、予算を伴う場合は、必要とする経費及び財源を明らかにした文書を添えなければならない。

(動議)

第 13 条 動議は、会期中に提出するもので、議案を修正する動議（以下「修正動議」という。）及び議事の進行について措置を求める動議（以下「議事進行動議」という。）とする。

2 修正動議は、5 人以上の賛同者が連記する文書に、議長の指示する数の写しを添えて、議長に提出しなければならない。ただし、議長の許可を得て写しの提出を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、議長が簡明な修正動議と認めるときは、5 人以上の賛同者を得て、口頭で議長に提案することができる。

(議案及び修正動議の撤回)

第 14 条 議案の発議者及び修正動議の提案者がこれを撤回しようとするときは、発議者又は提案者及び賛同の連記者から、文書をもって請求し、議長の許可を得なければならない。ただし、前条第 3 項の規定に該当する修正動議は、これを口頭で行うことができる。

2 議案が会議に上程された後に、議案及び修正動議を撤回するには、会議の同意を得なければならない。

(議案の修正)

第 15 条 議案の発議者が議案を修正しようとするときは、文書をもって議長に申し出なければならない。ただし、議長が軽微な修正と認めるときは、口頭で申し出ることができる。

2 議長は、前項の申し出により議案を修正するときは、招集者又は賛同者の同意を確認の上、会議の同意を得なければならない。

(一事不再議等)

第 16 条 表決された議案、撤回された議案及び否決された修正動議については、その会期中は、再び発議することはできない。

第 6 章 開議及び議事の終了

(開議の宣告)

第 17 条 議長は、開議の時刻に至ったときは、議長席に着き、会議を開く旨を宣告する。

(議事日程)

第 18 条 議長は、議案の審議に先立ち、会議の成立、会議の終結、付議する議案の順序等を会議に諮り、議事日程を定めなければならない。

2 議長は、議事日程を変更する必要があると認めるときは、会議に諮り、これを変更することができる。

(議事の終了)

第 19 条 議長は、議事日程に定めた議事をすべて終わったときは、議事の終了を宣告する。

2 議長は、議事が予定の時間内に終わらないと認めるときは、会議時間を延長することについて会議に諮らなければならない。

第 7 章 議 事

(議題の宣告)

第 20 条 議長は、議案及び修正動議を会議に上程し、議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、審議の関係上必要があると認めるときは、会議に諮って数件の議案を一括して上程することができる。

(修正動議の取扱い)

第 21 条 議長は、第 13 条第 2 項の規定に基づく修正動議があったときは、これを議題として会議に上程し、その旨を宣告する。

2 議長は、口頭で提案があった修正動議が、第 13 条第 3 項の規定に該当すると認めるときは、賛同者を確認の上、これを議題として上程するか否かを会議に諮らなければならない。

(議事進行動議の取扱い)

第 22 条 議事進行動議は、議題に直接関係のあるもの又は議事の運営上直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議長は、議事進行の発言が前項の趣旨に反すると認められるときは、直ちに、これを制止しなければならない。

3 議事進行動議については、他の議題に先行し、質疑又は討論を省略して表決に付すことができる。

- 4 議長は、直ちに処理する必要があると認める議事進行動議については、議長が決定し、これを措置することができる。

第8章 発言

(議事の順序)

- 第23条 議長は、提案者が議題の提案説明を行った後、議題に対する質疑と討論を行う旨を宣告する。
- 2 質疑をする者の順序は、事前に質問書を提出した者、会議の席上で質問書を提出した者、会議の席上で質問の発言があった者の順序により行うものとする。
 - 3 討論を行う者の順序は、基本的には最初に反対者に、次に賛成者に発言させ、交互に指名するものとする。

(発言者)

- 第24条 会員以外の者は、発言することができない。ただし、議長が許可した者は、この限りでない。

(発言の範囲)

- 第25条 発言は、簡明にして、議題の範囲を超えてはならない。

(発言の方法)

- 第26条 発言をしようとする者は、挙手をして発言を求め、議長の許可を得た後、所属する支部名及び氏名を述べてから発言しなければならない。

(発言の制限)

- 第27条 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ発言の回数及び発言の時間を制限することができる。
- 2 議長は、前条及び前項の規定に反する発言があるときは、注意をすることができる。

(質疑及び討論の終結)

- 第28条 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、質疑及び討論の時間を制限し、これを終結させることができる。
- 2 議長は、質疑及び討論において発言者がいないときは、これを終結させる。

第9章 表決

(表決の宣告)

第29条 議長は、質疑及び討論を終結したときは、直ちに、表決を宣告する。

(不在者の表決権)

第30条 表決に際し、議場に在席しない会議の出席者は、表決に加わることができない。

(表決の順序)

第31条 修正動議としての修正案は、原案より先に表決する。

- 2 議題について数個の修正動議がある場合は、原案に最も遠いものから先に表決する。
- 3 修正動議としての修正案が否決されたときは、原案について表決する。
- 4 議案の一部について修正の可決があったときは、なお、その余の部分の原案について表決する。

(表決の方法)

第32条 議長は、表決に当っては、挙手又は起立により表決する。この場合において必要があると認めるときは、事務長に表決の数の確認をさせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、異議の有無を諮り、異議がないと認めるときは可決とすることができる。

(特別決議の表決)

第33条 議長は、会則第46条に規定する特別決議に関する議題を表決するときは議場を閉鎖し、出席者数を確認した上で、挙手又は起立により表決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、議決権の多少を確認しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席会員から異議があるときは、記名又は無記名の投票による表決をすることができる。
- 3 議長は前二項の出席者数の確認及び表決の数の確認を、事務長に命じて行わせるものとする。

(表決結果の宣告)

第34条 議長は、表決が終結したときは、表決の結果を発表し、可決又は否決の旨を宣告する。

- 2 前条の規定にかかわらず、議長は、表決の結果により議案中に互いに抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを付して可決し、その旨を宣告する。

- 3 会議の出席者は、議長が表決の結果を宣告した後は、表決に係る事項についてはいかなる発言も求めることはできない。

第10章 補則

(細則への委任)

第35条 この規則の運用に関し必要な事項は、理事会で定める。

(規則の改廃)

第36条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て会議の承認を得なければならない。

この規則は、平成21年5月22日から施行する。